

少数株主による株主総会の招集許可を求める申立ての利益の有無

【文献種別】 決定／東京高等裁判所
【裁判年月日】 令和2年11月10日
【事件番号】 令和2年（ラ）第1901号
【事件名】 株主総会招集許可申立却下決定に対する抗告事件
【裁判結果】 棄却
【参照法令】 会社法297条4項
【掲載誌】 金判1608号46頁
◆ LEX/DB 文献番号 25568746

岡山大学教授 赤木真美

事実の概要

X（申立人）は、令和2年6月30日の時点で、Y社（利害関係参加人）（公開会社・上場会社）の総株主の議決権の100分の3以上を6カ月前から引き続き有する株主であった。プロジェクト等の提案と、その実現に必要な取締役6名の選任議案や社名変更の付議を求めて、同年7月10日に臨時株主総会の開催をXはY社に請求、同月31日には臨時株主総会の招集許可を求める申立てを裁判所に対して行った。これを受けてY社は、9月8日の取締役会で、株主名簿管理人から提示された日程案に従い、8週間を超える日である11月20日を会日とする臨時株主総会を招集する旨の決議を行い、同日それを開示したほか、9月15日には、臨時株主総会での議決権のため基準日設定公告を行った。さらに、10月2日の第4回審問期日では、本件議題を目的とする臨時株主総会を11月20日までに開催するという誓約書を提出した。

他方、Xは10月19日に①Y社が株主名簿の閲覧謄写に応じないこと等を理由に、ついで10月27日には、②Y社が株主名簿閲覧謄写仮処分命令に対する保全異議の申立てをしたこと等を理由に、もはやY社による公正な株主総会の開催を期待することができず、自らの申立てに対する裁判所の判断を求めた上申書を東京地方裁判所に対して提出した。

東京地決令2・11・2（令和2年（ヒ）第297号）は、Xの申立てがその利益を欠くとして、当該申立てを却下したので、Xが抗告を行った。それが

本件である。

決定の要旨

「臨時株主総会が令和2年11月20日に開催される蓋然性が高いところ、引用にかかる原決定認定のとおり、裁判所が抗告人による株主総会の招集を許可したとしても、本件臨時株主総会より前に株主総会を開催することができる見込みがない特段の事情が認められるというべきであるから、抗告人の株主総会の招集許可を求める申立ての利益は失われているといわざるを得ない。」

判例の解説**一 総会招集権の意義**

総株主の議決権の100分の3以上（定款で軽減可能）の議決権を6カ月前から引き続き有している株主は、株主総会の目的である事項と招集理由を示した上で、取締役に対し株主総会の招集を請求することができる（会社法297条1項）。この請求があったにもかかわらず、遅滞なく招集手続が行われない場合（同条4項1号）、あるいは招集請求から8週間（定款で引下げ可）以内の日を総会開催日とする株主総会の招集通知が発せられない場合（同条2号）、当該株主は、裁判所の許可を得て自ら株主総会を招集することができる（同条4項）（以下、これを総会招集権と呼ぶことにする）。このように、裁判所の許可を得なければ総会招集権の行使ができないこととされているのは、この権利の濫用を抑制するとともに、総会の招集が無

秩序に行われる危険を防ぐ機能を持たせるためだといわれている¹⁾。

多くの少数株主権が昭和25年に導入されたのに対して、総会招集権はさらに古く、明治23年に導入された。もっとも、取締役が招集した株主総会に、株主が提案する議題・議案を追加する権利である株主提案権(303条-305条)が昭和56年に設けられて以降、総会招集権が行使される場面は、議題の性質上、会社が開催予定の株主総会を待つだけの時間的な余裕がない場合くらいであろうか。数としてはわずかであるが、現在においても取締役の解任・選任決議等のため総会招集権は利用されている²⁾。

二 本件事例の解説

1 争点

少数株主が297条4項に基づき、裁判所に招集許可を申請した後、裁判所の許可決定前の段階において、会社が少数株主から請求のあった日より8週間以内の日を会日とする株主総会の招集を行った場合、少数株主の招集許可申請はその利益を失い、裁判所は当該許可申請を却下すべきであるという点について、学説上異論はない。これに対して、本事例の場合、会社が示した総会の会日が8週間を超えていた。この場合においてもなお、少数株主が行った株主総会招集許可申請の利益があるといえるのかという点が、ここでの争点である³⁾。もっとも、本事例において、Y社が行った招集手続は基準日設定公告にとどまり、招集通知を発送することはなかった。また、11月19日に、臨時株主総会の開催を中止する旨の取締役会決議を行って、最終的に臨時株主総会は不開講とされた⁴⁾。

2 判例の見解

長野地上田支決大7・9・13(新聞1466号22頁)は、少数株主が清算人に対し株主総会の請求をしたにもかかわらず、取締役が当該請求から一定の期間内に招集手続を行わないならば、少数株主は裁判所の許可を得て自ら株主総会を招集することができることは条文(当時は商法160条)より明らかであるとの判断を示した。そして、法定期間(当時は2週間)経過後であっても、少数株主の請求に基づいて取締役が株主総会の招集通知を発送したのであるから、少数株主の申請は不要に

なったとして申立ては却下されるべきだとする清算人の主張に対しては、一旦少数株主が取得した、自らが株主総会を招集することができる権利はこれによって喪失する理由がなく、いずれか先に招集して決議をなした後に、他の一方の招集が不必要になることを相当とすると述べた。水戸地下妻支決昭33・9・12(金法190号9頁)は、遅くとも9月24日を会日とする株主総会の招集通知を9月9日以前に発送しなければならなかったところ、取締役が9月28日を会日とする通知を9月11日に発送したという事例で、被申請会社は、法定期間内に総会を招集できなかったのは相当の理由があったのであり、しかもすでに総会の招集通知は発しているのに、少数株主による株主総会招集許可申請は却下されるべきであると主張したが、裁判所はそれらの理由により株主総会を招集する少数株主の権利が喪失するとはいいがたいとして、少数株主に総会招集の許可を出した。これら2つの判例は、取締役が招集通知を発送しても、それが法定期間経過後であれば、少数株主の総会招集権は喪失しないことを明確に示している。

ところが、横浜地決昭54・11・27(金判606号34頁)では、少数株主による総会招集請求から10週間後を総会会日とする招集通知が取締役によって発送された事例であったが、申請を認容したとしても、取締役が招集した株主総会の日までに少数株主が適法な臨時株主総会の招集手続を行うことはできないため、申請の目的は達成され、その利益は消滅したとする見解を示した。東京地決昭63・11・2(金判808号32頁)もまた、会社が発送した招集通知が、法定期間内の日を株主総会の会日とするものでない限り、少数株主の総会招集請求権は当然に失われ、裁判所がその許可をなしえないものと解することは相当でないとして、同条項の趣旨が、株主総会の不当な遅滞防止にあることから、裁判所が少数株主による総会招集を許可したとしても、取締役が招集した総会より前に総会を開催できる見込みがない等の特段の事情が認められるならば、総会招集許可申請はその利益が失われると解すべきであるとの決定を示した。これは、本事例における一審と抗告審の考え方でもある。もっとも、昭和63年の事例では、許可申請を行った少数株主が、会社が基準日設定公告で示した日より前に開催することが可能であると主張したため、総会招集許可申請の利益があ

ると結論づけた。

3 学説の見解

学説には、以下のような見解がある。会社が遅滞なく招集手続を行わなかったために、少数株主が招集許可を申請した場合、裁判所による許可決定前であれば、法定期間経過後の相当な日を株主総会の会日とする場合であっても、会社が総会招集の手続を進めることは差し支えなく、したがって、招集許可決定前に取締役が招集通知を発送したならば、少数株主の申請は結局不必要になったものとして却下されるべきであるというものである。そして、この論者は、長野の決定について、少数株主による総会招集を認めながら会社による招集も認めたため、同一の議案について二重に株主総会が成立する可能性を生ぜしめ、それを決議の先後で解決しようとしたと述べて、批判した⁵⁾。そのほか、裁判所による許可の決定前に、取締役が相当の日を会日とする総会の招集通知を発送したとき、少数株主の申請は結局不必要になったものとして却下すべきであるが、この場合に、会社が定めた会日が相当であるかどうかは、それが法定期間内であるかどうかを標準とし、かつその日より前に少数株主が総会を開催する見込みがあるかどうか等も勘案して考慮すべきであると述べる見解⁶⁾もある。

他方で、これらの見解とは立場を異にする見解、すなわち、会社による招集通知が発せられた段階で少数株主側の申請が不要になったとは必ずしもいえないとする見解もある。このように考えるのは、総会招集通知が発送されても、とりわけ会社支配権をめぐる争いがある場合には、「通知された会日に開催された総会において、取締役側の種々の画策により、会議の目的たる事項について意思決定が結局なされないことになってしまう可能性も皆無ではない」からであり、したがって、実際に総会が開催されて決議が行われるまで少数株主側による手続の進行を止めないことが、株主総会で早期の意思決定を図ろうとする少数株主の招集請求権の立法趣旨に沿うのではないかと述べている⁷⁾。実務においてもまた、同様の懸念から、会社が招集手続を行ったとしても、裁判所は、それを受けて直ちに申請を却下することは行わないという。会社に対して至急株主総会を開催するよう勧告し、会社がこれに応じて、少数株主が総会

請求をした会議の目的と同一事項を議題とする株主総会を開催し、当該議事録を裁判所に提出したならば、申立ての利益が失われたとして却下もしくは少数株主に取下げを勧告するのであり、その間、裁判所は申立てに関する判断を留保しているという⁸⁾。

4 本件事例の検討

昭和63年の見解は一般に支持されており⁹⁾、本件事例も、この見解に基づいて判断をした。すなわち、株主総会の招集通知が取締役によって発送されたとしても、それが8週間を超える日を会日としている場合、原則として株主総会の招集許可を求める申立ての利益は認められるとする見解に立ちつつ、株主の申請から8週間を超える日(11月20日)を開催日とした総会開催のための準備として、基準日設定公告と11月20日に総会を開催する旨の誓約書を裁判所に提出したことをもって会社主導で総会が開催される蓋然性は高いこと、他方、Y会社による株主名簿の閲覧拒否(拒否理由は不明)等の事情を考慮したのであろう、Xによる総会の招集を許可しても、会社側が招集する総会より前に総会を開催できる見込みがないと判断して、招集許可申請を却下する対応をとった。しかしながら、前述したように、結局Y社による総会が開催されることはなかった。

後知恵になってはならないが、会社が総会招集の手続を進めていても、現実に総会が開催されないリスクを考慮して、前述したように、議事録が裁判所に提出されるのを待って申立てを却下するという実務での対応を本件事例においても裁判所はとるべきであったと考える。少数株主にとって申立ての目的は、総会が開催され、そこで自分が提案した内容が付議されることであり、その意味で、本件事例は少数株主の申立ての目的が果たされなかったといえる。

ところで、裁判所が非訟事件として許可の有無を判断する際、会社と少数株主のいずれに総会を開催させる方が効率的かという点は検討されるべき要素である。これは招集許可の裁判が非訟事件とされている点からもいえることである¹⁰⁾。もっとも、少数株主が自力で株主総会を招集するためには、株主名簿の閲覧を通じて株主の情報を得て招集通知を発送する必要がある、それにもかかわらず、本件の事例のようにY社が株主名簿の閲覧

謄写を拒否したならば、とうてい総会は開催できそうにない。そうすると、総会招集の円滑さや効率性を重視するならば、つねに株主の申立てを却下し、会社に総会を開催させるべきだということになりかねない。それでは、会社主導により株主総会を開催させた場合、何か問題は生じないのか。通常、会社の多くは定款に「株主総会の議長には社長があたる」旨の規定を設けていることが多いとされるが、少数株主の自力招集権に基づく総会では、この定款の規定の適用はなく、改めて議長を互選する必要があると考えられている。しかし、少数株主の請求に応じて取締役が総会を招集する場合、さきの定款規定の適用があると解するのが通説とされる¹¹⁾。誰が議長として総会の議事進行を進めるかは、総会の結果に大きく影響するといわれ、ましてや、本件事例のように、株主名簿閲覧謄写請求に応じないといったY社の行動を踏まえるならば、Xが株主総会において付議することを求めた事項が公正な議事運営のもとで決議されることは期待できそうにない。そこで、裁判所は、少数株主による許可申立てがあった場合、会社と少数株主のいずれに株主総会を招集させることが議事運営の公正確保の点から妥当かという視点もまた許可決定をすべきか否かの判断基準として加味すべき¹²⁾ではなからうか。

他方で、本件事例がこれにあたるかどうかは別として、297条の招集請求権が濫用される場合もあり得るのであり、それを総会開催に先立ち食い止める方法がない点は問題である。同条4項で、少数株主が総会招集権を行使する前提として、裁判所の許可を得ることを求めているが、裁判所は許可の有無にあたり、株主総会の目的たる事項として株主総会の権限に含まれるか否か、議案として会社法上適法であるかといった判断を行うことはあっても、当該申立てが権利濫用にあたるとして排斥することは實際上ほとんどないのではないかといわれている¹³⁾。つまり、裁判所の許可は、総会招集権の濫用を阻止する効果を必ずしも果たしていない。そうすると、同条1項により、少数株主から株主総会招集の請求が行われた場合に会社主催という形でそれに応じるか、そうでなければ4項1号もしくは2号の要件を満たしていることを前提として、株主主導で株主総会が開催される。そのため、費用¹⁴⁾の点だけでなく、準備作業の点においても、会社に与える負担は相当

大きい¹⁵⁾。

●—注

- 1) 龍田節「株主の総会招集権と提案権(二)」論叢71巻2号(1962年)26頁。
- 2) 磯野真宇「少数株主による臨時株主総会招集請求がなされた事例」資料版商事435号(2020年)60頁によると、2019年度4月から2020年3月までの1年間で、297条4項に基づいて株主が招集した株主総会は2件で、そのうちの1件は、取締役会の承認が得られたこともあり、成立したという。
- 3) 株主総会招集許可申請から許可までに2週間程度を要するという(注2)60頁)。
- 4) 金判1608号48頁「Comment」参照。
- 5) 大隅健一郎=今井宏『総合判例研究叢書 商法(5)』(有斐閣、1969年)25~26頁。
- 6) 大隅健一郎=今井宏『会社法論 中[第3版]』(有斐閣、1992年)24頁など。
- 7) 加藤修・金判634号(1981年)53頁。
- 8) 山口和男『商事非訟・保全事件の実務』(判例時報社、1991年)196頁、佐賀義史「商事保全及び非訟事件の実務研究 東京地裁商事部研究会報告⑨『少数株主による株主総会招集許可申請事件』」判時1299号(1989年)15頁注6・注7。
- 9) 奥島孝康・法セ412号(1989年)136頁など。
- 10) 荒谷裕子「少数株主の株主総会招集権」福法37巻1号(1992年)297頁。
- 11) 服部栄三『逐条判例会社法全集3 株式会社の機関』(商事法務研究会、1972年)50~51頁、広島高岡山支決昭35・10・31下民集11巻10号2329頁など。
- 12) 注10)298頁。
- 13) 注2)60頁。
- 14) (会社が請求に応じて株主総会を開催した場合は当然として、それ以外に)従前の学説は、株主が裁判所の許可を得て総会を招集した場合、その招集や開催に要した費用は全額会社の負担になると考えていた(龍田節「株主の総会招集権と提案権(一)」論叢71巻2号(1962年)44頁)。これに対して、最近では、総会の招集・開催に要する費用は株主の負担であり、決議が成立した場合、または取締役解任議案が否決されたのちに解任請求が任用された場合(854条1項)等、会社にとって有益な費用であったとき、株主は会社に対し合理的な額を求償できると解すべきであると主張されている(江頭憲治郎『株式会社法[第7版]』(有斐閣、2017年)325頁)。なお、黒沼悦郎『会社法[第2版]』(商事法務、2020年)71頁は、費用償還の予測がつかないならば、招集請求権の行使をためらうことになるので、招集許可の裁判において裁判所が費用の負担についても決定できるようにすべきであると述べている。
- 15) 淵邊善彦ほか「少数株主による株主総会招集請求をめぐる諸問題」商事1668号(2003年)30頁参照。